

埼玉県立がんセンター低侵襲手術センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県立がんセンター低侵襲手術センター(以下「センター」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程において、「低侵襲手術」とは内視鏡や手術支援用ロボットなどを使用することにより、従来の手術と比較して患者の負担が軽減される手術を言う。

(目的)

第3条 センターは低侵襲手術の安全な導入、運営、発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第4条 センターは次に掲げる業務を行なう

- 一 低侵襲手術に関わる職員の資格審査・認定(特にロボット支援下手術における院内術者認定:認定基準は別に定める)
- 二 新たに導入する低侵襲手術の審査・承認、臨床倫理専門部会への申請(申請の実務は該当する手術の申請者が行う)
- 三 院内で行なわれている低侵襲手術の実施状況(手術成績、有害事象など)の把握
- 四 低侵襲手術の手術枠調整(手術室・HCU運営委員会と連携して行なう)
- 五 低侵襲手術に必要な機器の申請・調達支援・調整
- 六 安全性に問題がある手術に対する改善指導ないし中止勧告

(職員)

第5条 センター内に、次に掲げる職員を置く。

- 一 センター長
 - 二 副センター長
 - 三 その他の職員
- 2 センター長はセンターの業務を総括する。
- 3 副センター長は、センター長を補佐し、センター長が職務を遂行できない場合に、その職務を代行する。
- 4 その他の職員は、センター長の命を受け、センターの業務に従事する。

(運営委員会)

第6条 センターに低侵襲センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会の委員は、前条第1項の職員を以って組織する。
- 3 委員会は、センターに関する重要事項を審議する。
- 4 委員会は、委員の過半数の出席が無ければ開くことは出来ない。
- 5 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上の合意により決するものとする。
- 6 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第7条 この規程に定めるものの他、センターの運営に関して必要な事項は、病院長が定める。

附則 この規程は平成30年8月10日から施行する。